

岩見沢市新病院建設工事基本設計業務

特記仕様書

令和4年10月

岩見沢市立総合病院事務部新病院建設準備室

委託業務名 岩見沢市新病院建設工事基本設計業務

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称 (岩見沢市新病院建設工事基本設計業務)

2 計画施設の概要

(1) 施設 (岩見沢市新病院)

(2) 敷地の場所 (北海道岩見沢市 4 条東 16 丁目 2 番地 外)

(3) 施設用途 (病院)

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第十号 第 2 類(総合病院)とする。

3 設計と条件

○基本設計

(1) 敷地の条件

a 敷地の面積

(約 75,600m²)

b 用途地域及び地区の指定

(第一種中高層住居専用地域・準住居地域)

(2) 施設の条件

a 施設の延べ面積

(40,000m²程度) (想定)

想定(病院 39,270m²

健康センター 1,000m²

院内保育園 200m²)

b 構造・規模

(構造 : RC造又は、S造又は、SRC造 免震構造)

(規模 : 想定延床面積による)

c 付帯工事概要

(外構基本設計、既存施設解体基本設計(市立総合病院)

その他既存施設の設備調査(アンテナ等))

d 設備概要

(電気設備・機械設備)

e 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」に準じて適用する。耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

1) 構造体

I 類

2) 建築非構造部材

A 類

3) 建築設備

甲類

f 現況敷地

(北海道中央労災病院敷地、別紙敷地図参照)

(3) 建設の条件

a 建設予定工期

(新病院の開院 令和10年春頃、健康センター、院内保育園含む
予定工事費 248億円 既存の解体除く)

b 年次計画 (予定)

令和 5 年度 基本設計

令和 6 年度 実施設計

令和 7 年度 建設工事

令和 10 年度 開院

令和 10 年度以降 労災病院解体工事後の跡地整備

※年次計画は、今後変更の可能性がある。

(4) 設計と条件については、次による。

a 岩見沢市新病院建設基本計画 (機能連携相関図・諸室リストを含む)

b 官公庁施設の建設等に関する法律

c 官庁施設の基本的性能基準

d	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
e	官庁施設の環境保全性基準
f	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
g	官庁施設の防犯に関する基準
h	電気通信事業法
i	電波法
j	消防法
k	医療法
l	健康保険法
m	施工方法や資材等、比較検討を行い経済的な設計とすること。
n	業務の進捗に合わせ、別途指示する中間審査を行う。
o	道産材の積極的な利用を図るよう検討すること。
p	開発行為の申請の有無については、十分に検討すること。
q	その他指定するもの

4 その他

- ・着手後、10日以内に業務の具体的な計画を記載した業務計画書を担当員に提出すること。
- ・当市が提供するすべての資料に於いては、必ず入念な現地調査を実施の上、整合性を図り、現況を把握したうえで図面及び設計に反映させること。本業務の設計書による工事で着手後に図面等の不整合が生じたときは、設計内容の精査及び対策に全面的に協力すること。
- ・工法・材料・機器類の選定にあたっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等について十分な比較検討を行い採用すること。
- ・特定の新技术・新工法及び特許等については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、発注者と協議のうえ、採用すること。
- ・技術情報や見積書等の徴収は、特定のものに偏ることがなく、又設計に利害を有するものから過度な技術サービスを受けることなく自らの責任においてすること。
- ・豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定に基づく特別豪雪地帯に指定されている岩見沢市に適した雪対策が講じられている設計にすること。
- ・工事説明及び円滑な工事進捗を図るために工事概略工程表を作成すること。
- ・工事費の削減に努めた設計を行うこと。
- ・業務委託後、不明箇所が生じた場合は、必要に応じて補足説明等（資料提出）の措置をとること。
- ・受託者は、当該設計業務に係る工事の発注準備及び施工段階において、設計図書の不備に起因するもの、または社会通念上認められる範囲における質疑応答、検討、助言、承諾及び説明等について、業務協力を行うこと。
- ・BIM等の三次元モデルを活用し、職員が理解し判断しやすい資料を作成すること。
- ・令和6年度予算見積のため、令和5年10月下旬までに全体の概算工事費を算出すること。
- ・当該設計業務に係る工事は、ECI方式の採用を予定しているため、通常行われる基本設計業務よりも完成度の高いものが必要となる(概算工事費等)ことから、十分に理解した上で業務を進めること。その上で、ECI方式という特性を理解し手戻りの少ない業務方法を検討すること。
- ・一般的な基本設計図書の内容に加え、ECI方式による技術協力者選定において、できる限り正確な工事費提案を受けるために必要な条件資料作成を含む。詳細は発注者との協議による。
- ・本業務の受注者と新病院建設に係る実施設計業務等の随意契約についての協議を予定している。（ただし、本業務の受注者が誠実に業務を遂行したと認められる場合に限る。）

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。
・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印に○印が付いた場合は、共に適用する。

2 管理技術者（統括責任者）の資格要件

管理技術者は業務全体を統括する責任者であり、その資格要件は次による。

- 管理技術者（統括責任者）をおくこととする。
- 建築士法による一級建築士
 - ・ 建築士法による一級建築士又は建築設備士
- 管理技術者は13年以上の実務経験を有すること
 - ・ 管理技術者は5年以上の実務経験を有すること

3 確認申請等の設計図書への押印

(1) 建築基準法に基づく確認申請等が必要な場合

建築基準法に基づく確認申請等は、建築、設備設計に係る主任技術者又は建築士法に定める管理建築士のいずれかの設計者名を記載し、申請図面へ押印（印影不可）する。

(2) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与

設計業務において、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下「構造設計一級建築士等」という。）の関与が求められる場合は、次のように取り扱う。

a 構造設計一級建築士等が自ら設計を行った場合

構造設計図書又は設備設計図書に構造一級建築士等である旨の表示、記名、押印（印影不可）する。

b 構造設計一級建築士等が法適合確認を行う場合

当該建築物が関係規定に適合することを確認した旨の記載をし、構造設計一級建築士等である旨の表示、記名、押印（印影不可）する。

4 プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

5 業務の範囲

(1) 一般業務

a 基本設計

- 建築（総合）基本設計
- 建築（構造）基本設計
- 電気設備基本設計
- 機械設備基本設計
- 外構基本設計
- 解体基本設計（既存市立総合病院）
- 工事費概算（高精度の物を要求）
- 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

(2) 追加業務

- 関係法令に基づく事前協議、事前相談

- 開発許可申請に関する事前相談
- 確認申請に関する事前相談
- 概略工事工程表の作成
- 敷地測量調査（平面測量、水準測量、新病院敷地の設定）
- 地質調査
- 土壤汚染地歴調査
- 電波障害机上調査
- 外構設計
- 積算（業務担当員と業務内容についての協議を行う）
 - 建築積算業務（基本設計）
 - 電気設備積算業務（基本設計）
 - 機械設備積算業務（基本設計）
 - 外構積算業務（基本設計）
 - 積算業務内容
 - 積算数量算出書の作成（概算）
 - 見積徴収（原則複数社）
 - 原則として岩見沢市内の業者からも見積徴収を行うこと。
 - 見積検討資料の作成
 - 工事費算定内訳書の作成（内訳書数量入力システム（RIBC2）により行う。）
- 測量調査（調査前に業務担当員と実施内容についての協議を行う）
 - 4級基準点測量
 - 現地測量（現況建物、給水、排水、人孔、電気、桝天端高、管低高、管径、管種、流水方向、立木、植栽等について道路・敷地内について記載）
 - 作業計画、現地踏査
 - 中心線測量、仮BM設置測量
 - 横断測量（10mメッシュ）
 - 境界確認、復元測量、境界測量、用地境界仮杭測量（労災病院敷地及び設定敷地）
 - 用地境界杭設置 コンクリート標19本
 - 境界点間測量、面積計算、地積測量
 - 高低測量（10mメッシュ）
 - 公図等の転写、地積測量図転写
 - 土地の登記記録調査、土地境界確認書作成
 - 用地実測図原図作成、用地平面図原図作成、地積測量図の作成
 - 土地調書作成、縦横断図作成（10mメッシュ）
 - 埋設物調査
- 地質調査（調査前に業務担当員と実施内容についての協議を行う）
 - 土質ボーリング（柱状図作成）
 - 66Φ 50m 9か所
 - 66Φ 20m 1か所
 - 86Φ 5m 5か所
 - 116Φ 45m 1か所
 - デニゾンサンプリング
 - 116Φ 9本
 - サウンディング及び原位置試験
 - 標準貫入試験 470回ケーシング堀（泥水は使用しない）
 - 孔内水平載荷試験 14回
 - 調査測定（水位測定、ガス測定）
 - 各種計測結果、試料の評価及び考察（異常データチェックを含む）
 - 地質調査資料整理様式による用紙への記入
 - 各種断面図等の作成

○ 総合解析とりまとめ

○ 土質試験（試験前に業務担当員と実施内容についての協議を行う）

○ 土粒子の密度試験

○ 土の含水比・粒度・液性限界・塑性限界・圧密・一軸圧縮・三軸圧縮試験

○ 各種計測結果、試料の評価及び考察（異常データチェックを含む）

○ 地質調査資料整理様式による用紙への記入

○ 各種断面図等の作成

○ 総合解析とりまとめ

○ 確認申請等各種法令に関わる調査

○ 工事、建物における電波受信障害の影響調査（机上検討）

○ コスト縮減検討報告書の作成

設計にあたり、コスト縮減対策として有効なものとして採用した事項及び縮減効果等をコスト縮減検討報告書として取りまとめを行う。

○ 建築基準法等関係法令に基づく必要な業務（調査等）

○ 国庫補助（交付金）事業に係る資料の作成業務及び関係機関との打合せ

○ 概略工事工程表の作成業務

○ 概算工事費の検討（高精度）

工事費圧縮および把握のため、概算工事費を算出し検討を行うこと。

○ 住民説明資料の作成

○ 建設に起因する地盤変動等による影響調査範囲の検討及び調査費用の算出

○ 協議時に必要となる透視図、鳥瞰図、外観図、内観図等の作成

○ その他必要な業務

6 業務の実施

(1) 一般事項

a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

b 業務の実施に当たり、次の資格を有する担当主任技術者を置く。

ア 建築総合設計（積算業務も含む）

○ 建築総合主任技術者は（一級建築士）であること

○ 建築総合主任技術者は5年以上の実務経験を有すること

イ 建築構造設計（積算業務も含む）

○ 建築構造主任技術者は（構造設計一級建築士又は、一級建築士）であること

○ 建築構造主任技術者は5年以上の実務経験を有すること

ウ 電気設備設計（積算業務も含む）

○ 電気設備設計主任技術者は（設備設計一級建築士又は、建築設備士）であること

○ 電気設備設計主任技術者は5年以上の実務経験を有すること

○ 電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者は兼任できる。

エ 機械設備設計（積算業務も含む）

○ 機械設備設計主任技術者は（設備設計一級建築士又は、建築設備士）であること

○ 機械設備設計主任技術者は5年以上の実務経験を有すること

○ 機械設備設計主任技術者と電気設備設計主任技術者は兼任できる。

オ 外構設計（積算業務も含む）

○ 外構設計担当技術者は5年以上の実務経験を有すること

○ 外構設計担当技術者と建築総合主任技術者は兼任できる。

カ その他

○ 建築構造設計にあたっては構造設計一級建築士による設計への関与を必要とする。

○ 設備設計にあたっては設備設計一級建築士による設計への関与を必要とする。

c 電子納品

※ 本業務は、電子納品対象業務とする。

北海道建設部建築局制定の「営繕業務電子納品運用ガイドライン」に基づき、業務書類を電子成果品として納品すること。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a 業務着手時
- b 業務担当員又は管理技術者が必要と認めた時
- c その他（中間審査）

(3) 適用基準等

a 設計

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（ 令和 4年版 ）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（ 令和 4年版 ）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（ 令和 4年版 ）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（ 令和 4年版 ）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（ 令和 4年版 ）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（ 令和 4年版 ）
- 建築設備計画基準（ 平成30年版 ）
- 建築設備設計基準（ 平成30年版 ）
- 木造建築工事標準仕様書（ 令和 4年版 ）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（ ）
- 構造設計指針（ 北海道 ） ・ 貸与
- コスト縮減のための公共建築設計指針（ 北海道 ） ・ 貸与
- 北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル（ ）
- 用地調査等共通仕様書（ ）
- 排水設備設計・施工基準
- 排水設備工事設計・施工基準
- 岩見沢市水道部給水装置設置工事設計施工要綱
- 病院設備設計ガイドライン（空調設備編）HEAS-02-2022
- 病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）HEAS-03-2021
- 病院設備設計ガイドライン（電気設備編）HEAS-04-2021
- 病院設備設計ガイドライン（BCP編）HEAS-05-2012
- 病院設備設計ガイドライン（コージェネレーション編）HEAS-06-2017
- 病院関係者のための電気設備・情報通信設備・医療ガス設備ガイドブック
- 改訂 医療福祉施設 計画・設計のための法令ハンドブック

b 積算

- ※ 営繕工事積算要領（ 北海道建設部 ） ※ 貸与
- 建築数量積算基準・同解説（ 平成29年版 ） ・ 貸与
- 建築設備数量積算基準・同解説（ 平成29年版 ） ・ 貸与
- ・ （ ） ・ 貸与

(4) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
・ 適用基準等のうち、 ・ 貸与に○印の付いたもの	

貸与場所（ ） 貸与時期（ ）

返却場所（ ） 返却時期（ ）

(5) 成果品の提出場所（市立総合病院事務部新病院建設準備室）

(6) 建設副産物対策

受託者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し設計に反映させる。

(7) 道産材等の使用

受託者は、当該工事の設計にあたり、使用する主要資材は道産資材及び北海道認定リサイクル製品を優先的に使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）

(8) 地域材の使用

受託者は、当該工事の設計にあたり、木材又は木材を原料とする資材を積極的に使用するとともに、地域材を優先的に使用するよう努めること。なお、木材又は木材を原料とする資材の使用にあたり、事前に業務担当員と協議すること。

地域材とは、道内の森林から産出され、道内で加工された木材をいう。

(9) シックハウス対策

受託者はシックハウス対策（換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定）について検討し、設計に反映させること。

検討に当たっては、「北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル」に基づき検討を行うこと。

(10) 環境配慮・省エネルギー性能

北海道の地域特性や計画の諸条件等に即した様々な環境配慮や省エネルギー、新エネルギー技術について、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）実現やCASBEEのSランク取得の可能性を含め費用対効果やライフサイクルコスト等の比較検討を行うこと。

(11) 電算機の使用について

電算機によって構造計算、空調負荷計算及び数量積算を行う場合は、事前に業務担当員と協議する。

(12) その他

構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係る認定書の写しを添付して、事前に業務担当員と協議する。

7 設計対象項目

(1) 基本設計

基本設計対象項目		縮尺	摘要
建築総合	一般業務	○ 仕様概要書	
		○ 仕上表	
		○ 面積表及び求積図	
		○ 敷地案内図	
		○ 配置図	
		○ 平面図（各階）	
		○ 断面図	
		○ 立面図（各面）	
		○ 矩計図（主要部詳細）	
		○ 計画説明書	
		○ 工事費概算書	
		○ 各種技術資料	
		・	
建築構造	一般業務	○ 基本構造計画案	
		○ 構造計画概要書	
		○ 構造仕様概要書	
		○ 工事費概算書	
		○ 各種技術資料	
		・	
電気設備	一般業務	○ 電気設備計画概要書	
		○ 電気設備仕様概要書	
		○ 工事費概算書	
		○ 各種技術資料	
・			
機械設備	一般業務	○ 空気調和設備計画概要書	
		○ 給排水衛生設備計画概要書	
		○ 昇降機設備計画概要書	
		○ 機械設備仕様概要書	
		○ 工事費概算書	
		○ 各種技術資料	
・			
共通	追加業務	○ 日影図	
		○ 透視図、鳥瞰図、外観図、内観図	(必要に応じて作成)
		・ 模型	
		○ 外構計画図	
		○ 解体計画図	
		○ 岩見沢市新病院基本設計検討結果作成業務	
		○ 院内検討委員会、各種検討部会企画・運営等業務	
		○ 院内各部署ヒアリング資料作成等業務	
		○ 市民等説明会資料及び図面作成等業務	
		○ 既存・新規備品配置作成等業務	
		○ 事前協議、事前相談の記録	
		○ 概略工事工程表	
○ 敷地測量成果			

	○ 地質調査		
	○ 土壌汚染地歴調査		
	○ 電波障害机上調査		
	○ 外構設計		
	○ 解体基本設計（既存市立総合病院）		
	○ ECI方式による技術協力者選定条件資料		

8 成果品及び提出部数等

(1) 基本設計

成果品等	サイズ	提出部数		摘要
		原本	製本	
a 建築総合				
○ 建築（総合）設計図	A 3判	各1部	5部	
○ 基本設計説明書	A 3判	各1部	5部	
○ 工事費概算書	A 3判	各1部	5部	
○ 外構設計図	A 3判	各1部	5部	
・				
b 建築構造				
○ 基本構造計画案	A 3判	各1部	5部	
○ 構造計画概要書	A 3判	各1部	5部	
○ 構造仕様概要書	A 3判	各1部	5部	
○ 工事費概算書	A 3判	各1部	5部	
・				
c 電気設備				
○ 電気設備計画概要書	A 3判	各1部	5部	
○ 電気設備仕様概要書	A 3判	各1部	5部	
○ 工事費概算書	A 3判	各1部	5部	
・				
d 機械設備				
○ 空気調和設備計画概要書	A 3判	各1部	5部	
○ 給排水衛生設備計画概要書	A 3判	各1部	5部	
○ 昇降機設備計画概要書	A 3判	各1部	5部	
○ 機械設備仕様概要書	A 3判	各1部	5部	
○ 工事費概算書	A 3判	各1部	5部	
・				
e その他				
○ 日影図	A 4判	各1部		
○ 透視図、鳥瞰図、外観図、内観図				(作成の場合)
・ 模型				
○ 岩見沢市新病院基本設計検討結果報告書		各1部		
○ 院内各部署ヒアリング実施報告書		各1部		
○ 市民及び各種団体等説明会実施報告書		各1部		
○ 医療機器・什器・備品・家具等調査 配置・備品リスト		各1部		
○ 情報ネットワーク調査報告書		各1部		
○ 事前協議、事前相談の記録		各1部		
○ 概略工事工程表		各1部		
○ 敷地測量成果		各1部		
○ 地質調査		各1部		
○ 土壌汚染地歴調査		各1部		
○ 電波障害机上調査		各1部		
○ 外構・既存構造物解体設計		各1部		
f 資料				
○ 基本設計説明書（概要版）		一式		

○ 概略工事工程表		一式		
○ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	A 4判	一式		
○ 打ち合わせ記録簿	A 4判	一式		
○ ECI方式による技術協力者選定条件資料		一式		
g 電子データ				
○ 電子納品（CD-R等）		一式	1部	

（注1）：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中にも含めることもできる。

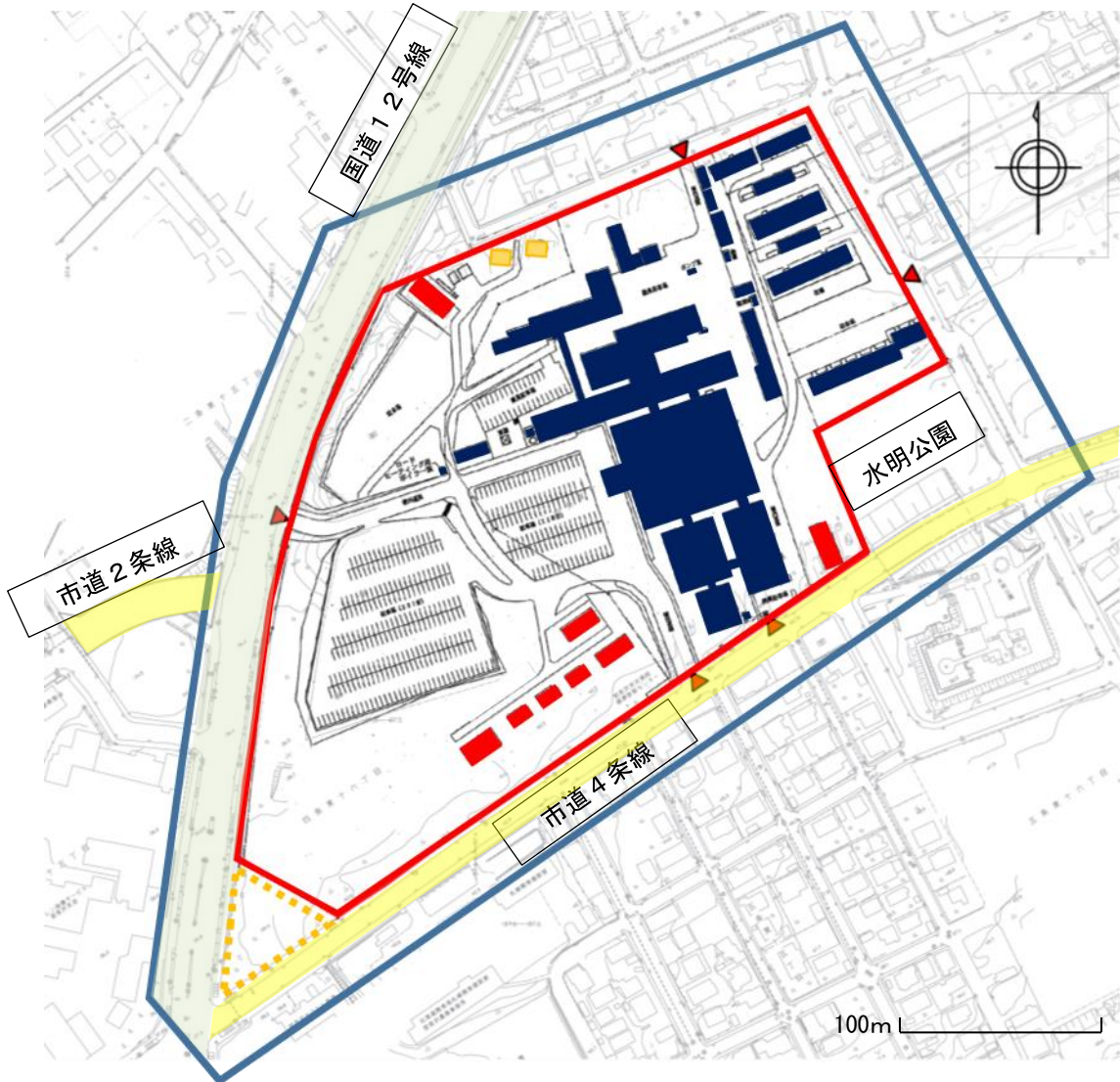
（注2）：電子データの提出については、6(1)c電子納品による。

（注3）：概算工事費（工事費概算書）は令和5年10月下旬までに提出のこと。

（注4）：各種書類のサイズ・必要部数については業務担当員と協議の上で決定すること。

（注5）：特に説明会等資料については業務担当員と協議の上で決定すること。

別紙1 敷地図



※必要に応じ、隣接する市有地（1,612㎡）も事業用地としての活用を検討する。

- : 労災病院既存建物（使用中）
- : 労災病院既存建物（不使用）
- : 労災病院既存建物（解体予定）
- : 現状の敷地出入口
- : 労災病院敷地境界
- : 市有地境界
- : 測量調査範囲（道路中心+20m程度）

委託業務概要書（基本設計分）

設計委託用

※（ ）基本又は実施を記入する

業 務 名	岩見沢市新病院建設工事基本設計業務	摘 要
業務人・時間数 (技師Cによる)	17,546 人・時間	
発注者打合せ回数	3回／建築（管理・建築総合） 2回／構造 2回／電気 2回／機械	積算拠点地 東京都
現地打合せ回数	(3回／建築（管理・建築総合）) (2回／構造) (2回／電気) (2回／機械)	積算拠点地 東京都

注1 業務人・時間数 及び 打合せ回数は、委託料を算定するための数量であり、契約上の業務人・時間数等を規定する数量ではありません。打合せ回数については、業務工程表にて計画し、業務担当員と協議してください。

注2 業務人・時間数は、業務の内容を勘案し、対象外業務率を設定（別紙4対象業務表参照）して算定しています。

注3 移動に要する人件費（人・時間）は、諸経費及び技術料等経費の算定対象外とします。

対象業務表

	項 目		受託者
基本設計に関する標準業務	設計条件等の整理	条件整理	○
		設計条件の変更等の場合の協議	
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		確認申請等に係る関係機関との打合せ	
	上下水道、ガス、電力通信等の供給状況の調査関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	○
		基本設計方針の策定及び発注者への説明	○
	基本設計図書の作成		○
概算工事費の検討		○	
基本設計内容の発注者への説明等		○	
実施設計に関する標準業務	要求等の確認	発注者の要求等の確認	—
		設計条件の変更等の場合の協議	—
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	—
		確認申請等に係る関係機関との打合せ	—
	実施設計方針の策定	総合検討	—
		実施設計のための基本事項の確定	—
		実施設計方針の策定及び発注者への説明	—
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	—
確認申請図書の作成		—	
概算工事費の検討		—	
実施設計内容の発注者への説明等		—	
設計意図の伝達に関する業務	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		—
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		—
耐震診断に関する標準業務	告示（第670号）の別添一の1. イ 戸建木造住宅以外の建築物に係る業務内容		—

- 対象業務
- △ 対象外業務率を乗じている業務
- 対象外業務